(3)　(2)の条件で探索した値が許容値を超える場合の副次発射の測定時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	中心周波数	探索された副次発射の周波数
イ	掃引周波数幅	0Hz
ウ	分解能帯域幅	副次発射の許容値が適用される周波数幅
エ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
オ	Y軸スケール	10dB／Div
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	RMS

3　試験機器の状態

(1)　測定に必要な場合は、外部試験装置から試験機器に試験信号を加える。

(2)　試験機器の送信を停止し、試験周波数を連続受信状態とする。

(3)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに受信する状態に設定する。

4　測定操作手順

(1)　スペクトル分析器の設定を2(2)とし、掃引周波数範囲ごとに副次発射の振幅の最大値を探索する。

(2)　探索された副次発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

(3)　(2)の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして副次発射の周波数を求める。

(4)　スペクトル分析器の設定を2(3)とし、副次発射の振幅の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

(5)　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

5　試験結果の記載方法

(1)　技術基準が異なる周波数帯ごとに最大の1波を周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

(2)　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この告示の施行の日までに実施した証明規則第二条第一項第十一号の二十から二十の三までに掲げる無線設備に係る特性試験については、この告示による改正後の平成十六年総務省告示第八十八号に規定する測定方法により実施したものとみなす。

○農林水産省告示第千百五十九号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十五条第一項及び農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜共済損害認定準則（平成三十年農林水産省告示第六百四十二号）及び令和五年農林水産省告示第二百十九号（農業保険法第百四十五条第一項の農林水産大臣が定める金額並びに農業保険法施行規則第百十六条の農林水産大臣が定める率及び農林水産大臣が定める事由を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年七月二十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

家畜共済損害認定準則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を加える。

改正前	改正後
第一　組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定 1　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同	第一　組合等が行う死亡廃用共済の損害の額の認定 1　組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同